中央区にお住まいで認可外保育施設に在籍しているお子様の保護者の方へ

認可外保育施設保育料補助金における育児休業の要件が変わります

令和８年10月分～　補助対象期間の延長と提出書類の簡素化

Point１ 補助対象期間の延長

おしらせ冊子P6,9記載内容

育児休業期間に合わせて、補助対象期間を延長します。

【 令和8年4月から9月分まで 】

育児休業の対象児童（下の子）が1歳に達する年度末の月まで

▶

【 令和8年10月分から 】

育児休業が終了する日が属する月まで

💡ご確認ください

・既に当該補助金を申請済み（補助対象）の方は、今年度において追加の手続きは不要です。今年度、下の子が１歳に達した場合でも、来年度引き続き育児休業を取得される方は、補助対象となりますので、来年度の申請が可能です。

・今回の変更により新たに補助対象となる場合は、申請が必要となります。

Point２ 提出書類の簡素化

おしらせ冊子P5記載内容

母子健康手帳の写しの提出が不要になります。

【 令和8年4月から9月分まで 】

① 就労証明書
② 母子健康手帳の写し

▶

【 令和8年10月分から 】

就労証明書のみ

令和９年４月分～　入所開始日の変更（産後入所可）

※令和9年4月分以降の申請から適用されます。

Point３ 施設への入所開始日の要件を変更します

おしらせ冊子P6,9記載内容

補助対象児童（上の子）が補助を受けるための施設入所期限を、出産後まで延長します。

【 令和8年4月から令和9年3月まで 】

下の子の産前産後休暇開始日より前

※産前産後休暇開始日は出産日の２か月前の月の初日とみなします。

▶

【 令和9年4月分から 】

下の子の出産日から起算して８週間を経過する日の翌日が属する月の末日以前

【問い合わせ先】　中央区福祉保健部保育課保育給付係　電話：０３（３５４６）５４２２